

ブラジルにおける新しい データ保護法と営業秘密 の保護



Pinheiro Neto Advogados

ホセ・マウロ
マチャド
パートナー

ダニエラ・シーディ
ケスラー
アソシエイト

エドワルド
パバネロ
インターン

- ・ホセ・マウロ・マチャド氏は Pontifícia Universidade Católica de São Paulo (PUC)を卒業し、Stanford University で法学修士を取得。International Chamber of Comercio (ICC、国際商業会議所)、Brazilian Intellectual Property Association (ABPI、ブラジル知的財産協会)等の会員である。
- ・ダニエラ・シーディ・ケスラー氏は Universidade Federal do Rio Grande do Sul (UFRGS)でデータ保護とプライバシーの修士を取得。ブラジル司法最高裁判所によって参考文献として採択された「The Right to Portability in the General Data Protection Law」の著者である。
- ・エドワルド・パバネロ氏は Universidade de São Paulo (USP)の法学生で、インターンとして働いている。

【概要】

2020年9月、ブラジルにおいて一般データ保護法が施行された。本稿では、その内容を紹介し、透明性の遵守と営業秘密の保護のバランスについて考察する。

【詳細】

ブラジルでの個人データの使用、保護、転送に関する法的枠組みは2020年9月18日に施行された。

新しいブラジルの一般データ保護法 (Lei Geral de Proteção de Dados Pessoais、LGPD) (2018年法律第13,709号)はEUの一般データ保護規則 (General Data Protection Regulation、GDPR)の影響を大きく受けている。しかし、明確な影響を受けているにもかかわらず、長文ではあるが前記のEUの法律において重要な解釈を提供する部分(前文)に該当する部分が削除されている。

LGPDは、個人データの管理者 (contorller) や処理者 (processor、processing agent) など、ブラジルの法制度にいくつかの新しい概念を導入した。ブラジルの法律では、管理者はデータ処理に関する決定を行う自然人または

法人、公的機関、私的機関、またはその他の機関に属する自然人または法人であり、処理者は、管理者に代わって個人データ処理を行う自然人、法人、公的機関、私的機関、またはその他の機関に属する自然人または法人である。

LGPD は個人データを処理するブラジルでの外国企業のビジネスにいくつかの変更を促した。次の場合、処理機関の拠点またはデータの場所に関係なく、自然人または公的・私的な法人によるデータ処理活動にこの法律が適用されるためである（LGPD 第3条）。

- (i) データ処理がブラジルの領域で実行される場合、
- (ii) 処理が、ブラジルでの商品またはサービスの提供または供給に向けられているか、またはブラジルにいる個人のデータを含む場合、
- (iii) 影響を受ける個人データがブラジルで収集される場合。

また、LGPD は、収集時にブラジルの領域にデータ対象者が所在する個人データは、ブラジルで収集されたものとみなされるべきであると定めている（LGPD 第3条(III)）。

したがって、法律が施行され、個人データを取り扱う機関（以下、処理機関という）は新しい法的枠組みに適応するための迅速な措置を講じる必要が生じた。現在のところ、行政制裁手続きは開始されていないが、LGPD によって導入された行政制裁は 2021 年 8 月 1 日施行である。

LGPD に定められた行政処分は、単なる警告（管理者に是正措置を採用するための時間を与える）から次のような重い強制処置にまで及ぶ（LGPD 第 52 条）。

- 下記上限まで、毎日の罰金
- 直近の会計年度におけるブラジルでの民間法人、グループ、複合企業の売上高の最大 2% の罰金（税抜きで、1 回の違反につき 5,000 万リアルを上限とする。）
- 処理活動が管理者によって修正されるまでの、違反者による関連するデータベース操作の完全または部分的な停止
- 違反者に関連する処理活動の停止
- データ処理に関連する活動の完全または部分的な禁止

- 違反の発生が適切に調査および確認された後の違反の公表

LGPDにより、データ・コンプライアンス管理システムが、特に潜在的リスクのある状況で、処理機関が法律に準拠していることを確認できる一連のメカニズム（方針、内部統制、および手順）を確立することを目的としていることが顕著になった。これは、適切なコンプライアンスと、個人データ保護ルールを遵守する効果的な対策の実施を求める説明責任（アカウントビリティ）の原則を満たすための重要な要素である。

しかし、LGPDのいくつかの規定は、ブラジルのデータ保護機関（Brazilian Data Protection Authority、ANPD）によるさらなる規制に依存しているため、処理機関による実施に不確実性が生じる。

1年前のLGPDの施行以来、適切なコンプライアンス対策を採用するための絶え間ない努力にもかかわらず、処理機関は、個人データの日々の処理における困難な状況と大きな不確実性に直面してきた。

処理機関が直面する大きな課題の1つは、営業秘密の保護をLGPDによって規定された透明性の原則と調和させることにある（これにより、データ対象者は処理活動および処理機関に関する明確で正しい最新の情報を保証される）。

ブラジルでは、営業秘密は、産業活動または商業活動で使用される非公開で、革新的な（特許性はないものの）知識を表している。営業秘密は、会社にとって貴重な資産であり、したがって機密保持に値するという点で非常に重要である。この重要性と価値を考え、LGPDは営業秘密を保護しようとしている。

この営業秘密の保護と透明性の調和という論理的根拠に従い、LGPDは、処理機関の営業秘密に関して、法律で規定された権利（透明性の原則を含む）に制限を設けることを目指している。

その結果、LGPDによって営業秘密の遵守を繰り返し求められることになった。たとえば、次のような場合が挙げられる。

- 処理機関が個人データ処理の手段と期間に関する情報を提供している場合
- 管理者がデータ保護の影響評価を準備している場合

- セキュリティインシデント（データ侵害）が ANPD に報告された場合
- データの移植性またはデータ対象者によるアクセスの要求に答える場合
- 管理者が自動化された意思決定基準と手順を開示した場合

とりわけ、LGPD は、個人データおよび情報の機密ステータスを十分に考慮し、法律で保護されている場合または秘密の侵害が法律の原則に違反する場合、ANPD が「産業および営業秘密」を尊重しなければならないことを明確に定めている。

ただし、営業秘密を保護する LGPD の明示的な規定にもかかわらず、個人データ保護はそのコア原則の 1 つとしてデータ処理の透明性を備えており、これは営業秘密の保護との競合につながる可能性がある。

営業秘密は透明性に法的な障害をもたらし、実際にはデータ処理の透明性を確保すると同時に、営業秘密の非開示を遵守することが困難であることが判明する可能性がある。

LGPD は、自動化されたデータ処理のみに基づいて意思決定のレビューを要求する権利をデータ対象者に与えるため、処理機関によって自動化された意思決定に関しては、さらに困難である。LGPD は、データ対象者の要求に応じて、管理者は自動化された意思決定の基準と手順に関する明確で合理的な情報を提供する必要があると判断する。

したがって、LGPD は営業秘密の保護の呼びかけに注意を払うが、データ対象者のレビュー権を満たすために必要な情報を含む情報開示は、営業秘密に関しては望ましくない情報を含むことになる可能性がある。さらに、LGPD は、データ対象者によって要求された情報が営業秘密の理由で提供されない場合、自動データ処理の潜在的な差別的側面を監査し、企業に不利益をもたらす可能性がある。

現在のデータ駆動型シナリオにおける起業活動の改善は、営業秘密が個人データの処理を対象としたアルゴリズムと自動化メカニズムの開発に直接関連しているため、競合他社から保護されることは企業にとって極めて重要である。

したがって、LGPD の目的の 1 つがデジタル市場を活性化し、競争を促進することである場合、イノベーションと投資を思いとどまらせる問題について、データ処

理機関の営業秘密に特別な注意を払う必要がある。透明性確保の遵守と営業秘密の保護の間で持続可能なバランスを追求する必要がある。

【ソース】

・ Lei Geral de Proteção de Dados Pessoais (LEI Nº 13.709, DE 14 DE AGOSTO DE 2018)

http://www.planalto.gov.br/ccivil_03/_ato2015-2018/2018/lei/l13709.htm

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)